



第274号



- 第1回定時総会 一般社団法人移行後初めての総会開く
- 新任役員就任の抱負 伊藤憲男監事
- 2013NEW環境展 当協会から正会員6社、賛助会員8社の計14社が出展
- 女性部だより 環境省より講師招き勉強会を開催



有明興業は、 未来のエネルギーを創造します。



リサイクルを考える時代から、
リサイクルの品質を選ぶ未来へ。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくっています。
これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。



陸送に比べてCO₂排出量の少ない船舶輸送を推進しています。

東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。



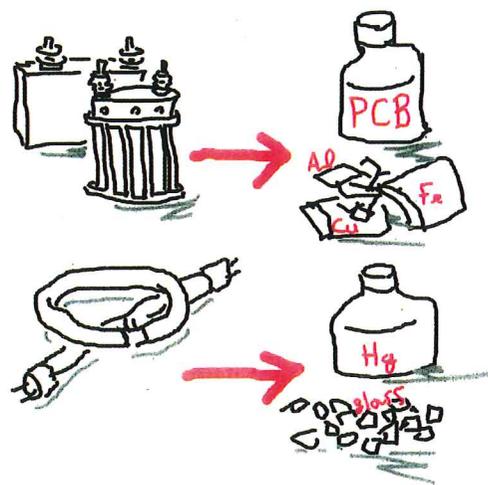
2011年度取組実績(積替え保管を除く) 中間処理業 優良産廃処理業者認定制度
産廃エキスパート 認定番号 2-11-A0012 認定番号 2-11-C0012 優良認定業者 ありあげこうぎょう http://www.aknet.jp/

有明興業株式会社 ARIAKE KOUGYO CO.,LTD. 〒136-0093 東京都江東区若洲 2-8-25 TEL.03-3522-1911 FAX.03-3522-1919

BSI ISO 14001 JACOBS ECR JAB



技術です
キケンなゴミを資源に戻す



究極のリサイクリングの、名前です。

ゼロ・ジャパン株式会社

MATSUDA SANGYO GROUP

有害な物質を含む、廃棄物。ゼロ・ジャパンの技術は、それを資源に戻すためにあります。廃棄物を沸点の差を利用して、ひとつひとつの素材に分離。資源として取り出しています。世界最新の真空加熱リサイクリング-VTR技術。すべての工程で空気に触れない、安全、確実な技術を提供しています。ゴミを出さない、ゴミを資源に換える仕事、ゼロ・ジャパン。

本社:東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル TEL 03-5381-1233 FAX03-3345-0995 info@zero-japan.co.jp http://www.zero-japan.co.jp

[第1回定時総会]
一般社団法人移行後初めての総会開く
平成24年度事業報告と決算報告及び監事1名増員を承認可決 2

[新役員就任の抱負] 監事 伊藤 憲男 14

[2013NEW環境展・地球温暖化防止展]
当協会から正会員6社、賛助会員8社の
計14社が出展 15

[女性部だより]
環境省より講師招き勉強会を開催
～『3Rまなびあいブック』から学ぶ環境教育の現状～ 18

地球温暖化対策 都市を森に！～危険領域に入ったCO₂濃度を減らせるか～ 19

委員会報告 (安全衛生推進委員会、中間処理委員会<破碎・圧縮分科会>、青年部) 20

協会の主な今後の日程 21

寄稿・TTT会 石垣島、宮古島トライアスロン大会でそれぞれ奮闘 22

講師余談 24

よろず相談 (法律・行政との訴訟で処理業者が成功した事例 シリーズ6) 26

会員情報 31

事務局だより・編集後記 32

表紙の写真はユカタハタのクリーニング。
魚たちもゴミ(虫)を取ってもらうため海老に
お掃除してもらっています。(沖縄県座間味)

【第1回定時総会】

一般社団法人移行後初めての総会開く 平成24年度事業報告と決算報告及び監事1名増員を承認可決

(一社) 東京都産業廃棄物協会は、平成25年5月24日(金)午後4時30分から青山ダイヤモンドホール(東京都港区北青山)に於いて第1回定時総会を開いた。平成24年度事業報告と決算報告及び監事選任について審議を行い、いずれも原案どおり満場一致で承認可決された。総会終了後の懇親会では、優良従事者表彰が行われ、昨年度を上回る31名が受賞した。



第1回定時総会会場風景

総会は赤石副会長の開会宣言で定刻に開始された。司会の井野事務局長から、本日の出席者95名、委任状による表決数324名の計419名であり、5月25日現在の会員数576名に対し出席率は72.7%と過半数を超えているため本総会が有効に成立したことが報告された。

開会に先立ち、高橋会長が「新法人移

行後の記念すべき第1回定時総会に多数のご出席をいただきありがとうございます。皆さまのおかげで本年4月1日をもちまして当協会は新法人に移行し、新たに一般社団法人東京都産業廃棄物協会と名乗ることとなりました。新法人になっても協会の基本は変わりませんが会員事業強化をより前面に出しております。皆さ

ま方には引き続き変わらぬご支援ご協力を宜しくお願いいたします。本総会では平成24年度事業報告並びに決算及び監事の増員をご審議いただく予定となっております。平成24年度事業報告につきましては、23年度に引き続き東日本大震災による災害廃棄物や放射性物質汚染問題など例年のない事項への対応のほか、『産業廃棄物と環境を考える全国大会』の東京開催、千葉県との連携推進などとなっております。また、平成24年度決算につきましてはは事業活動収支も黒字となるなど良好な決算となっております。特に会員数につきましては正会員が572社から577社へと久方ぶりに増加いたしました。これも皆さま方のご協力により協会の活動が活性化された成果ではないかと考えております。会員の減少傾向にようやく歯止めがかかったことを共に喜びたいと思います。なお、本総会におきまして松崎理事が退任なさいます。長い間大変ご苦勞さまでした。最後に、皆さま方には活発なご議論と議事進行へのご協力をお願いいたします。」と挨拶し、引き続き仮議長に就任した。

仮議長は、「議長は定款第17条に基づき出席正会員の中から選任すること、また総会運営規則第12条第2項により会長が指名すること」を説明し、乙顔副会長を議長に指名した。

乙顔議長は本総会の議事録署名人に五十嵐和代、細沼順人の両氏を指名し、満場異議なく承認された。

続いて平成24年度事業報告承認の件について、議長の指名をうけて古川専務理事が議案書に基づき内容を説明し議場に



乙顔議長と説明者の古川専務理事

諮ったところ原案どおり承認可決された。引き続き古川専務理事が平成24年度決算報告承認の件について議案書に基づいて説明を行い、監事の井上弘之氏による監査報告の後、議場に諮ったところ異議なく原案どおり承認可決された。

次に、監事選任の件につき古川専務理事が、「監事は理事会に出席するとともにその議事録に記名押印しなければならないため理事会の開催には監事の出席が欠かせませんが、現在の2名の監事のうち1名は員外監事であることから、理事会開催に支障のないよう会員企業から新たに監事1名を選任する必要があります」と主旨を述べ、その選任方法を諮ったところ、議場から議長に一任したいとの発言があり、一同これを承認した。議長は、伊藤憲男氏(株)都市環境エンジニアリング)を監事候補者として推挙し、その可否を諮ったところ満場異議なくこれに賛成し、被選任者はその就任を承諾した。

以上で全議案の審議が終了し、伊藤常任理事が閉会を宣言した。

なお、平成24年度事業報告及び決算報告の概要は次のとおり。

平成24年度事業・決算報告（概要）

1. 適正処理推進事業（公益的事業）

(1) 調査研究事業

調査研究については、法制度や災害廃棄物、放射性物質汚染廃棄物に関する制度の動向等について情報収集を行うとともに、温室効果ガス削減規制など会員が直面する課題に取り組み、要望等を実施した。また、普及啓発については、調査研究の成果などを、機関誌や研修会などを通して広く提供した。

(2) 研修事業

一般研修事業については、会員に限定しない広く開かれた研修会などを行うもので、昨年度に引き続き、東京都からの受託講習会事業を実施したほか、各種研修会・講習会を実施した。

(3) 相談指導事業

平成14年度から専任相談員を配置して相談指導事業を行っている。24年度の相談件数は、2,194件で、前年度に比較し約7%、164件減少した。

2. 環境対策事業（公益的事業）

(1) 環境活動

4月には、青年部が「アースデイ東京2012」に参加し、CSR、環境啓発、復興支援活動を行った。

また、10月に開催された「産業廃棄物と環境を考える全国大会」の東京開催に参画し、当協会が開催準備や実施につい

て協力した。大会の成功に向けて、東京が中心となった関東地域協議会女性部会がプレイベント「e-Lady21のつどい」を開催し、また、災害廃棄物をテーマにしたパネル討論には高橋会長が参加し、具体的な提案を行うなど充実した大会だったと好評を博した。

(2) 環境対策事業

24年度は該当事業はなし。今回新法人への移行が終わったので、今後あらためて環境対策事業積立金を始めることなどが考えられる。

(3) 災害廃棄物対策事業

東京都などと連携・協力し、全国に先がけた東北の災害廃棄物の受入処理支援に引き続き寄与した。また、会員会社を中心となって広域処理支援が現在も継続実施されている。

3. 普及事業（その他事業）

(1) 普及事業

普及・広報活動については、協会の社会的意義や取り組み状況等を、機関誌やホームページのほか業界紙での広告掲載、環境展などで広報した。また、安全に関するポスターを全会員に2回配布し、普及啓発に努めた。

その他、協会発行図書等の有償頒布については『建設廃棄物処理委託契約書』の売れ行きが23年度比で30%の増加、車両表示板作製あっせん事業の実績は受注

枚数が23年度比で81%の大幅増となった。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）普及事業については、「マニフェスト」の頒布実績は23年度と比較し5.6%減少、「電子マニフェスト用産業廃棄物送り状（受渡確認票）」の頒布実績は約4分の1に大幅減となった。

(2) 機関誌の発行事業

会員に対する基本的な情報伝達手段である機関誌『とうきょうさんばい』は、第260号から271号まで計12号を発行した。

内容は、協会、（公社）全国産業廃棄物連合会、環境省、東京都の動向等を中心に確実性と速報性に富んだものとして誌面の充実を図った。

(3) 会員事業

会員企業における経営基盤の安定、法令の習熟、廃棄物処理知識の充実、資質の向上を図るため、経営者レベル、実務者レベルなど各職層に合わせた研修会、講習会を実施した。

国内処理施設見学研修会は、東日本大震災の被災地をもっとよく見ようと、23年度に引き続き被災地を訪れた。24年度は広域処理支援を行っている石巻市役所を訪ね、教育委員会に会員の皆さまからお預かりした被災孤児の修学支援のための義援金210万円を贈呈したほか、名取市閑上地区などの被災地、仙台郊外の処理施設を見学した。

会員交流・増強事業については、会員の連携強化と協会の活性化を図るため、賀詞交歓会等の交流事業を行うとともに、部門別には、多摩支部、青年部、女性部

の活動が活発に展開された。

さらに、法人化30周年記念事業積立金の積立を行い、積立目標額の900万円の積立が完了した。

会員数の維持・増加を図るため、許可講習会や受託事業講習会などの機会をとらえて、入会呼びかけを行った。また、新入会員から協会への要望等を聞くため、意見交換会を2回開催した。会員数は、正会員数が23年度末572社だったが、13社入会、8社退会の結果、24年度末577社と久方ぶりに増加した。

関係団体との協力については、24年度は特に千葉県協会と協力して、東京都と千葉県庁との行政同士の意見交換を行う機会を設定した。受け入れ規制や災害時の広域連携などさまざまな課題について、有益な意見交換ができる場となるよう努力を継続していく。

次に、顕彰・表彰事業については、平成25年3月の常任理事会において、平成25年度被表彰者選考委員会を開催し、31名の方々を優良従事者表彰することとした。

4. 管理運営

総会を2回、理事会を9回、常任理事会を18回、それぞれ開催した。

5. 委員会活動

総務委員会（法制度検討委員会含む）、広報委員会、中間処理委員会、安全衛生推進委員会、医療廃棄物委員会、収集運搬委員会、建設廃棄物委員会、多摩支部、青年部、女性部の12の委員会がそれぞれ活発に活動を展開した。

収 支 計 算 書
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予算額 A	決算額 B	差 異 A-B	執行率 B/A	備 考
事業活動収支の部					
事業活動収入					
1 入会金収入	260,000	310,000	△ 50,000	119.2%	
①正会員入会金収入	220,000	260,000	△ 40,000	118.2%	
②賛助会員入会金収入	40,000	50,000	△ 10,000	125.0%	
2 会費収入	72,970,000	74,753,000	△ 1,783,000	102.4%	
①正会員会費収入	69,630,000	71,473,000	△ 1,843,000	102.6%	
②賛助会員会費収入	3,340,000	3,280,000	60,000	98.2%	
3 事業収入	69,790,000	77,720,070	△ 7,930,070	111.4%	
①研修事業収入	1,050,000	5,740,600	△ 4,690,600	546.7%	都受託事業収入等
②許可申請講習会事業収入	14,330,000	15,107,470	△ 777,470	105.4%	講習会事務手数料等
③普及事業収入	700,000	1,199,300	△ 499,300	171.3%	協会図書頒布料等
④マニフェスト普及事業収入	45,230,000	46,311,700	△ 1,081,700	102.4%	マニフェスト頒布料等
⑤機関誌発行事業収入	5,300,000	5,850,000	△ 550,000	110.4%	機関誌広告料
⑥会員事業収入	3,180,000	3,511,000	△ 331,000	110.4%	総会後懇親会会費等
4 雑収入	360,000	581,830	△ 221,830	161.6%	
①受取利息収入	60,000	67,485	△ 7,485	112.5%	預金利子
②雑収入	300,000	514,345	△ 214,345	171.4%	保険紹介手数料等
事業活動収入計	143,380,000	153,364,900	△ 9,984,900	107.0%	
事業活動支出					
1 事業費支出	135,351,000	132,892,769	2,458,231	98.2%	
A 適正処理推進事業	36,259,000	38,851,381	△ 2,592,381	107.1%	
①調査研究事業費支出	9,088,000	8,410,437	677,563	92.5%	
②研修事業費支出	18,205,000	22,248,181	△ 4,043,181	122.2%	
③相談指導事業費支出	8,966,000	8,192,763	773,237	91.4%	
B 環境対策事業	3,582,000	2,286,029	1,295,971	63.8%	
④環境対策事業費支出	3,582,000	2,286,029	1,295,971	63.8%	
C 普及事業	95,510,000	91,755,359	3,754,641	96.1%	
⑤普及事業費支出	47,089,000	46,764,771	324,229	99.3%	マニフェスト仕入額等
⑥機関誌発行事業費支出	20,749,000	19,577,464	1,171,536	94.4%	
⑦会員事業費支出	27,672,000	25,413,124	2,258,876	91.8%	懇親会経費、連合会負担金等
2 管理費支出	15,393,000	14,697,427	695,573	95.5%	
事業活動支出計	150,744,000	147,590,196	3,153,804	97.9%	
事業活動収支差額	△ 7,364,000	5,774,704	△ 13,138,704	-78.4%	
投資活動収支の部					
投資活動収入					
①特定資産取崩収入	0	0	0		
環境対策基金引当資産取崩収入	0	0	0		
投資活動収入計	0	0	0		
投資活動支出					
①特定資産取得支出	2,880,000	3,201,720	△ 321,720	111.2%	
退職給付引当資産取得支出	1,880,000	1,201,720	678,280	63.9%	
30周年記念事業引当資産取得支出	1,000,000	2,000,000	△ 1,000,000	200.0%	
②固定資産取得支出	5,000,000	0	5,000,000	0.0%	
固定資産取得支出	5,000,000	0	5,000,000	0.0%	
投資活動支出計	7,880,000	3,201,720	4,678,280	40.6%	
投資活動収支差額	△ 7,880,000	△ 3,201,720	△ 4,678,280	40.6%	
財務活動収支の部					
財務活動収入	0	0	0		
財務活動支出	0	0	0		
予備費支出	2,560,000	0	2,560,000	0.0%	
当期収支差額	△ 17,804,000	2,572,984	△ 20,376,984	-14.5%	
前期繰越収支差額	76,906,000	88,054,778	△ 11,148,778	114.5%	
次期繰越収支差額	59,102,000	90,627,762	△ 31,525,762	153.3%	

懇 親 会



総会終了後、五十嵐
常任理事の司会で懇親
会が開催された。開会
にあたり高橋会長が、
第1回定時総会において
全ての決議が滞りなく

終了したことにについて会員に謝意を表し、
来賓と出席者に対し感謝を述べた後、次
のとおり挨拶した。

「東日本大震災から2年2ヶ月がたち、
災害廃棄物の処理については、宮城県、
岩手県では、来年3月末までに一応終了
する見通しとなりました。こうした中、
全国に先駆けて開始された東京都による
災害廃棄物の広域処理支援につきまして
は、現在も、協会及び会員企業は、引き
続き協力をさせていただいております。
最後までしっかりやっております。

また、放射能問題につきましては、こ
の東京から発生する産業廃棄物の処理に
も大きな影を落としており、民間部門で
生じる指定廃棄物相当のものについては、
対応に苦慮しています。引き続き、国お
よび東京都のご指導ご支援を宜しく願
い申し上げます。

政治経済の面では、自公連立の安倍政
権下において、日銀の歴史的金融緩和が
すすめられ、円安、株高へと状況が大き
く変化し、経済の回復への期待が高まっ
ています。しかし、廃棄物処理業界の売
上動向などは引き続き厳しい状況にあり
ます。実体経済の好転と、秋のオリ
ピックの東京開催決定に期待し、日本が

活性化するよう、強く希望しています。
会員企業の皆さまには、情報交換や連携
をはかりつつ、困難な状況を乗り切って
いただきたいと思います。

東京都には、静脈ビジネスの発展と処
理業者の優良化の促進に、積極的に取り
組んでいただいています。都の第三者評
価制度については、東京都環境公社に実
施機関としてご苦労いただいておりますが、
本年度から環境配慮契約法において産業
廃棄物の処理委託が新たに対象となっ
たのを機会に、より一層優良業者が、契約
上優位に立てるような方策を講じていた
だくよう、行政にはご配慮をお願いいた
します。

また、静脈ビジネスの健全な発展には、
処理業者への教育啓発について継続的な
取り組みが必要です。昨年度、協会では
東京都受託事業として講習会を実施させ
ていただきました。今後とも業界のレベ
ルアップのために努力してまいります。
なお、適正処理の確保とリサイクルの推
進のためには、排出事業者の協力が不可
欠です。協会では、今年から始まります
東京都環境公社の排出事業者向け講習会
に積極的に協力するとともに、協会独自
の活動も進めて行きたいと考えておりま
す。

協会は、東京都との連携協力を第一に
考えていますが、環境活動の一環として、
23年度で一旦終了した『緑の東京募金』
への寄附について、大野環境局長からも、
需要が非常に大きいと伺いましたので、

このたび再開し、本年度分として50万円の公益寄附をさせていただきました。

また、環境政策の柱として、東京都では、温暖化ガスの総量削減について先駆的な取り組みがなされていますが、基準に達する廃棄物処理事業所は、現在削減義務率6%の達成に向けて努力をしております。

昨年度は2015年から予定されている第二期の削減義務率などについて、環境局に対して柔軟な対応を要望しましたが、4月の第二計画期間に関する決定においては、必要な配慮が盛り込まれた内容としていただきました。誠にありがとうございました。

これから、暑い夏を迎えるわけですが、この6月には都議選が、7月には参議院選がございます。特に、都議選につきましては、協会顧問の先生方を中心に、自民党および公明党の方々に、協会として推薦書をお出ししているところですが、とりわけ、顧問の先生方には、全員当選を果たしていただくよう、ご奮闘をお祈りするとともに、皆さま方に力強いご支援のほどを宜しくお願いいたします。

今日は、席上、優良従事者表彰が行われます。例年より人数が多くなっておりますが、皆さま方にも是非、共に祝っていただきたいと思っております。また、今日は、時間の許す限り、親睦を深めていただき、今後の連携・協力の糧としていただければ、まことに幸いです。

最後に、本日ご参会の皆さまのご健勝とご多幸をお祈り申し上げまして、会長挨拶とさせていただきます。」

続いて本日ご出席の来賓の方々の紹介

があり、次の方々よりご祝辞を頂いた。

○環境省大臣官房廃棄物・

リサイクル対策部長 ^{かじはら} ^{しげもと} 梶原 成元氏



「本日、一般社団法人東京都産業廃棄物協会という名称のもとに、新たな出発点を迎えられたことに対し高橋会長はじめ理事の皆さま、

また会員の皆さまに心よりお祝い申し上げます。

まず、皆さま方にお礼を申し上げます。さきほど高橋会長からお話がありました東日本大震災のがれき処理につきましては、東京都、また皆さま方のご協力で、いち早く東京都で受け入れていただきました。ようやく今年3月末を持って宮城県・岩手県では全体の6割の処理率に達しました。今年度内にこの両県はほぼ処理の目途がたったところです。本当にありがとうございました。福島県については今年度内に終了するスケジュールは組んでおりませんが、がんばってまいりたいと思っております。

東京都におきましては色々な形で皆さま方にお世話になっております。例えばPCB処理については全国5か所に事業所がありますが、この東京で受け入れていただいております。今日はご受賞された優良従事者の方々がいらっしゃいますが、優良事業制度についても皆さま方の声を受けて、いま動き始めており、もっともっと活用していただければと思っています。環境配慮法についても、ようやく優良事業者を入れることができました。また、循環産業の海外展開を進めようと

思っています。皆さま方と一緒に、日本だけではなくアジアの産業廃棄物処理を良くしていきましょうということで、一緒に歩んでいければと思っています。お願いと御礼で締めて私のお祝いの言葉とさせていただきます。」

○協会顧問 東京都議会議員

吉野 利明氏 (同 神林茂氏が登壇)



左から吉野利明氏、神林茂氏

「まず、東京都産業廃棄物協会が一般社団法人になられて最初の総会が無事に終了されたことを心からお喜び申し上げます。

優良従事者を協会でも顕彰し、多くの皆さまが受賞されることは大変意味のあることだと思います。優良事業所をめざし、優良事業所であり続ける事によって、東京都民に大きな恩恵がもたらされるものと大いに期待しています。

都議会におきましても、東京を世界で一番の都市にという目標を掲げてこれから都政を展開していこうと思っています。

『安全安心』、『活力を高める』という2つの分野において色々な施策を提言しながら、東京がかつてのように世界のトップの都市であるための街づくりを進めて

いかなければと思っています。国が進めるアベノミクスに、東京都としてできる限り協力をして、それをしっかりと現実のものにしていく、そして、その実感がある状況を作りだしていく、そんな思いを強く持ちながら都政を展開していこうと思っています。ここで中折れしてしまつては、我が国はこの先大きく落ち込んでしまいます。今こそみんなで力を合わせて、東京をもういちど世界で一番の都市にしていくべく、がんばってまいりたいと思っております。

皆さま方のお仕事はある意味、地味ですが、東京のためになくはならない産業ですから、私共も都政の場からしっかりとご支援させていただこうと思っております。

最後に6月14日から選挙が始まります。これからも私共と連携をとらせていただくために、顧問をさせていただいております面々に、それぞれの地域でご支援を賜りたく、最後にお願いをさせていただいて、ご挨拶とさせていただきます。」

○東京都環境局 局長 大野 輝之氏



「協会の皆さまには日頃より都環境行政、とりわけ産業廃棄物行政に対し特段のご支援をいただき改めて御礼申し上げます。また、本

日の一般社団法人としての初めての定時総会が滞りなく運営されたことについて、私からもお祝いを申し上げます。また、さきほど会長からの話にもございましたが、東京都が進めております『緑の東京

募金』に本年改めて協会から多大なご寄附をいただきました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。いただきましたご寄附は校庭の芝生化などに活用させていただきますと思っています。

さて、被災地の復興支援に向けた災害廃棄物の広域処理につきましては、皆さまのご協力をいただきまして、一昨年11月の岩手県宮古市からの受入を皮切りに女川町、石巻市、大槌町、陸前高田市、釜石市と順調に進み、本年7月には山田町から新たな受入を行なうこととしております。皆さま方のご協力によりまして被災地では災害廃棄物処理の目途がたち、復興に向けた取組が始まっていることをご報告します。

また、廃棄物対策・リサイクル促進に関しましては、東京都の廃棄物処理計画に掲げました3R施策の推進、適正処理の促進、静脈ビジネスの発展という3つの柱に基づく施策を今年度も積極的に展開していきます。協会にご協力いただき構築した第三者評価制度により認定を受けた処理業者の活用が進むよう、都内の排出事業者に対しても、適正処理の推進を図るための働きかけを行ってまいります。

また、本年は水銀条約の締結が予定されています。環境局では、水銀を含む廃棄物については水銀の回収を行っている処分業者に委託するよう排出事業者に働きかけていきますので、皆さまのご協力をお願いいたします。

今後とも皆さまとの十分な連携を図りながら業界全体のレベルアップや、信頼性の構築に向けて東京の実情に応じた的

確な施策を実現してまいりますのでご理解とご協力をお願いいたします。」

○全国産業廃棄物連合会

会長 石井 邦夫氏



「全産廃連の事業につきまして、皆さま方のご理解とご協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

新法人への移行には貴協会の役員、協会事務局及び関係者の皆さまのさまざまなご苦勞があったことと思います。本当にお疲れ様でした。

さて、やはり気になるのは景気の動向でありまして、昨日今日と株式や為替市場での動きがありますが、实体经济は、特にわれわれ中小企業にとっては受注も増えておらず、大企業や工場の海外移転等の影響を今も受けており、これまで続いてきた円安の効果が浸透するまでにまだ時間がかかっているといった状況です。回復基調にあるといわれる景気をこれから確実な上昇基調に持っていかなければならないと思っています。現在、国は成長戦略を検討されており、その内容が注目されているところですが、成長は一時しのぎなものであってはならず、持続的な成長でなければならないと思います。我々の立場から申し上げます、持続的な成長を可能とする社会こそ循環型社会です。国におかれましては、循環型社会や低炭素社会を実践するための政策を強化され、さらには循環型形成への動きについても加速されると思いますが、廃棄物処理業をはじめとする環境ビジネスの振

興が循環型社会の形成にとって最も重要なテーマであると申し上げても過言ではないと思います。

我々業界、全産廃連の現在の課題についていえば、短期的な視点で見ますと、先ほどから話題になっています環境配慮法への対応を通じた業界としての優良性評価制度の推進とビジネスの振興があります。そして家電リサイクル法・食品リサイクル法への法改正に向けた審議がまさに今、活発に展開されようとしている中で、業界としてもしっかりとよりよい制度になるよう働きかけていく必要があるかと思っています。中長期的な視点で言いますと、我々業界の将来ビジョンの作成があります。我々の進路は今、分岐点に来ており、全産廃連も近未来を見据えた構想を作成することが必要な時期にきています。その議論を進めなければならないところですが、なんとといっても首都圏の中心である東京は情報の中心でもあります。皆さま方には是非業界をリードしていただきたいと思っています。このような意味で全産廃連は、貴協会との連携をしっかりとしていく必要があるかと思っています。このことを通じ貴協会の皆さまとともに我が国の循環型社会の形成に一層の貢献を果たしてまいりたいと考えております。」

引き続き、優良従事者表彰式が行われた。受賞者が紹介されて順次登壇し、高橋会長より受賞者を代表して(株)五十嵐商会の吉田由多賀氏に表彰状と記念品が贈呈された。

受賞者の方々は12頁のとおり。

ここで、当協会の理事を5年間務め、本総会をもって退任する松崎正一氏に対し、高橋会長から感謝状と記念品が贈られた。

松崎氏は「理事を務めさせていただきました間、高橋会長をはじめ理事の方々、各委員会の皆さまにご支援ご指導いただきながら勉強させていただきました。今回感謝状をいただきましたが、逆に、私に勉強の場を作ってくくださった皆さまに心から感謝いたします。」と挨拶し、会場から暖かい拍手が贈られた。

続いて、(公財)産業廃棄物処理事業振興財団の飯島孝専務理事が指名されて乾杯の音頭をとった。



飯島氏

飯島氏は、「さきほど環境省の梶原部長が、これからは循環産業の海外展開のため皆さまの力を借りたいと仰っていました。また、全産廃連の石井会長のお話にあったアベノミクス第三の矢、成長産業の育成の真ん中に皆さまのお仕事を据えていただき、我々と一緒にがんばっていただきたいと思っています。」と述べ、恒例となった「サンパイ！」を唱和し杯を挙げた。

この後歓談となり、演壇付近は優良事業者表彰受賞者を囲んでの記念撮影で賑わっていた。会場は終始和やかなムードで親睦の輪が広がり、赤石副会長の閉会の辞により盛会裏にお開きとなった。

優良従事者表彰



高橋会長を囲んで優良従事者表彰受賞者の方々

(順不同、敬称略)

(株)五十嵐商会 吉田由多賀	日栄産業(株) 渡辺 利光
山大物産(株) 片岡 栄	中野運輸(株) 猪股 洋昭
小林運輸(株) 大野 豊	(株)タケエイ 小嶋 努
(株)朝田商会 高橋 芳武	(株)首都圏環境美化センター 高橋 邦昭
(株)太陽油化 遠藤 一男	(株)小谷中 高橋 忠
松田産業(株) 山崎 隆一	(株)ユーワ 鴨下 竜也
(株)三凌商事 加藤 一雄	(株)増潤商店 北原 浩二
(株)北陸産業 柴葉 敏弘	(株)東亜オイル興業所 高井 義成
日興サービス(株) 岩林 誠一	東港金属(株) RAHMAN MEHRDAD <small>ラハモン メヘラッテ</small>
野村興産(株) 早坂 篤	高俊興業(株) 青木 崇
(株)キンセイ 丸田 義昭	(有)丸松産業 菅 功輝
(株)京葉興業 市川 幸雄	大谷清運(株) 湯浅 誠一
(株)都市環境エンジニアリング	(株)アンカーネットワークサービス
山崎 春美	江波 圭司
(株)共同土木 高崎 裕也	東京臨海リサイクルパワー(株)
(公財)東京都環境公社 今井 義尚	重岡 謙一
相田化学工業(株) 飯田 昌也	(株)こばやし産業 井上 慶行

◎当日ご出席の来賓は次のとおり。(順不同、敬称略)

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長 梶原 成元

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課

課長補佐 木村 正伸

協会顧問 東京都議会議員 神林 茂

協会顧問 東京都議会議員 宇田川 聡史

協会顧問 東京都議会議員 吉野 利明

協会顧問 東京都議会議員 山崎 一輝

東京都 環境局 局長 大野 輝之

東京都 環境局 廃棄物対策部長 木村 尊彦

東京都 環境局 廃棄物対策部 調整担当部長 山根 修一

東京都 環境局 廃棄物対策部 産業廃棄物対策課長 志村 公久

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 会長 石井 邦夫

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 専務理事 飯島 孝

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

常務理事・事務局長 佐野 等

理事・教育研修部長 麻戸 敏男

一般財団法人 日本環境衛生センター 理事長 奥村 明雄

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 森 浩志

公益社団法人 東京都医師会 理事 橋本 雄幸

一般社団法人 東京建設業協会 環境部会長 土屋 敏明

一般社団法人 東京建設業協会 事業部 調査研究課長 千葉 繁樹

公益社団法人 全国都市清掃会議 総務部長 福島 満

東京廃棄物事業協同組合 理事長 豊城 勇一

建設廃棄物協同組合 事務局長 佐々木 秀雄

首都圏廃棄物事業協同組合 理事長 小出 英昭

株式会社 循環資源研究所 代表取締役所長 村田 徳治

協会顧問 梅澤隆公認会計士事務所 所長・公認会計士 梅澤 隆

協会 名誉会長 児玉 安彦

協会 相談役 小池 久米雄

新任役員就任の抱負

監事 伊藤 憲男

株式会社 都市環境エンジニアリング 代表取締役社長



このたび、監事に就任いたしました都市環境エンジニアリングの伊藤と申します。

協会設立以来約30年になろうとしておりますが、法改正で今回、社団法人から一般社団法人に改称され、組織改正で監事の増員があり、新たに監事として協会運営に参加することとなりました。

昨今の業界の動向を見ますと、リサイクル社会への関心の高まりと廃棄物の減

少傾向に歯止めが掛からないこと等、会員の皆様方の事業運営に対するご懸念はご推察いたします。

このような現況にあたり、当協会の果たすべき役割・使命は、今後ますます重要になっていると考えます。

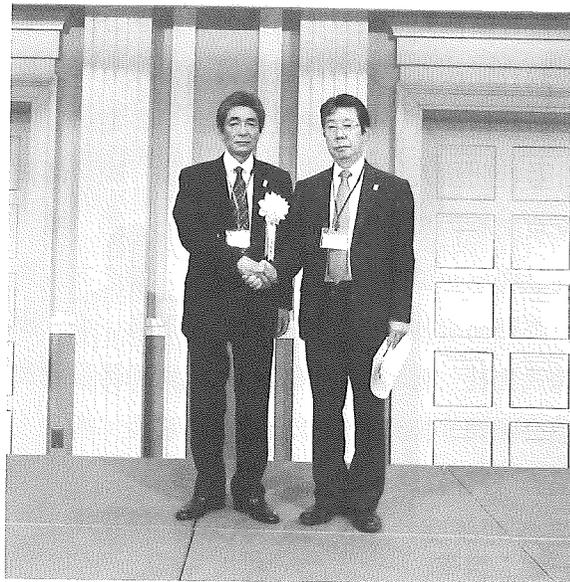
微力ではありますが、業界ならびに協会の発展のため努力してまいりますので、皆様のご指導ご支援のほど、心からお願い申し上げます。



代表で優良従事者表彰を受ける五十嵐商会・吉田氏



児玉名誉会長を囲んで



理事を退任する松崎正一氏（右）

〔2013NEW環境展・地球温暖化防止展〕

当協会から正会員6社、賛助会員8社の計14社が出展

平成25年5月21日(火)～24日(金)の4日間、東京ビッグサイト（江東区有明）にて『環境ビジネスの展開』をテーマに「2013NEW環境展／地球温暖化防止展」が開催された。（主催：日報ビジネス(株)）展示規模は605社・2063小間で、前回の595社・2052小間を上回った。期間中の来場者総数は16万5,810人で、昨年比約2%の増加となった。新規出展は全体の30%、海外からの参加17社は昨年とほぼ同規模だったが、全国の県・地方自治体・関係団体等の出展が15ブースと昨年の7ブースから倍増し、環境対策が地域の産業振興の観点でも着目されていることを覗かせた。



今回の出展内容の傾向としては、震災復興に対応する建機や破碎・選別・圧縮関連装置、除染技術、小型家電リサイクルの対応機種やバイオマス発電関連と省エネ・節エネ関連が目立っていた。さらに、そうした設備・機器のコンパクト化が進み、環境テクノロジー自体が”環境対応”していることが特徴的だった。

出展した会員各社は次のとおり。

（社名五十音順）

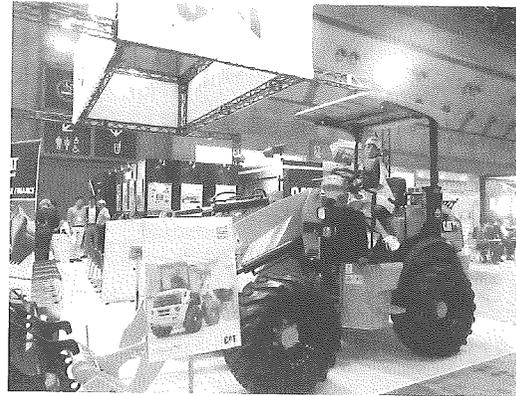
株式会社朝田商会



(株)エスエムエス



キャタピラージャパン(株)
(賛助会員キャタピラーイースト
ジャパン(株)関連会社)



東京ボード工業(株) /
ティービーロジスティックス(株)



(株)新居浜鉄工所



加藤商事(株)



新明和工業(株)



東鉄工業(株)



富士車輜(株)



(株)環境管理センター首都圏支社



新和环境(株)



(株)テクノトレーディング



(株)御池鐵工所





女性部だより



環境省より講師招き勉強会を開催 ～『3Rまなびあいブック』から学ぶ環境教育の現状～



講師の水信係長

平成25年5月16日(木)13時30分より、協会会議室において、環境省より発行されている『3Rまなびあいブック』から学ぶ環境教育の現状についてというテーマで環境省廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室・水信係長にご講演頂き勉強会を開催しました。

今回の内容は1. 『3Rまなびあいブック』が作成された背景・内容 2. 環境教育の現状をお話頂き、その後、質疑応答と改訂版発行にあたっての意見募集と、短い時間の中での勉強会でした。

『3Rまなびあいブック』の作成目的は、廃棄物の発生抑制であり親子が楽しく学ぶ事が出来ればとの思いを込めて2008年に第1版、その後、2011年3月に改訂され第2版が発行されました。

『3Rまなびあいブック』は、小冊子が2冊(こども向け、大人向け)と付録が3つ(すごろくゲーム、ビンゴ、買い物ゲーム)が一つの封筒に入れています。

この中で一番人気はすごろくゲームで、一番にゴール＝一番(勝ち)ではなく、各通過点のポイントの高さで勝敗が決まって行くルールとなっています。ゲームを行いながら進んでいきますので、簡単に伝わる様に感じます。二番人気は大

人用の冊子、身近なアイデア実践集等では、ちょっとしたくらしのアイデアも紹介されていて、とても参考になり、今すぐ活用出来る内容です。

毎年3000部を作成し、希望団体等に配布したり、全国にいる3R環境マスターが、環境学習の教材として利用もしていて、配布し始め2～3ヶ月間で無くなってしまおうそうです。

また、改訂版の内容については、部員より沢山の改善提案もあり、良いイメージが出来たと仰って下さいました。

『3Rまなびあいブック』については、今回の勉強会で始めて知りました。子供と一緒に学ぶ事が目的なので、内容はとても丁寧に説明されている様に感じ、とても勉強になり、改めて気付かされる事も多くありました。

(成友興業(株) 元石 真祐美 記)



3Rまなびあいブック

地球温暖化対策

都市を森に！～危険領域に入ったCO₂濃度を減らせるか～

都市は熱帯雨林よりも炭素を蓄えるという研究結果がある。建物や道路の下の地中、ごみ処分場や木材をはじめとする建築材料には、同じ面積の熱帯雨林を凌ぐ量の炭素が貯蔵されているという。この研究を率いたドイツの研究者は「都市に炭素を積極的に蓄えれば、一種の地球温暖化対策になり得る」と話す。5月10日、ハワイで観測された二酸化炭素濃度が、人類史上初めて1日平均で400ppmを超えたと発表された。近年、都市部に木造建築を増やす動きが加速しているが、果たして都市の木造化は二酸化炭素濃度の上昇を抑え、気候変化を緩和することはできるのだろうか。

ハワイのCO₂濃度が400ppmを超えたとの発表を受け、国連の気候変動枠組み条約事務局は「我々は歴史的な境界を越え、新たな危険領域に入った」と声明を出した。地上植物が繁茂し始めた約5億年前、大気中のCO₂濃度は約4,000ppmと推測される。産業革命以前2万年間の濃度は280ppmでほぼ安定していたが、最近50年間で400ppmへと急増した。つまり単純に言えば、自然が500万年かけて減らした100ppmのCO₂を、人間がわずか50年で増やしたとも言えるわけだから、自然の力を借りようとしてもほんのわずかな助けにしかならないのだという研究者もいる。

それでも、木を伐採し木材として活かすことは、「炭素貯蔵」の観点から非常に大事な取り組みと考えられている。成長中の若木は旺盛に炭素を吸収し貯蔵量も上昇していくが、木が成熟するとそれ以降の炭素貯蔵量はほとんど変化しない。しかし樹木は木材となっても炭素を貯蔵し続ける。平均的な木造住宅で使用される木材約24m³には約6トンの炭素が蓄えられているといわれる。だから樹木が成熟期を終える頃に伐採して木材として活用することは、都市に第二の森(=炭素貯蔵庫)を作るのと同じだということである。さらに、木造建築は建築過程での消費エネルギーと炭素放出量が他の資材に比べて少なく、解体後も燃料やパーティ

クルボード等としてリサイクルが可能な循環型資源の優等生だ。

国は建材の耐火性能が向上したことなどから公共建築物をできるだけ木造にするなどとした法律を制定(2010年)し、学校等の低層建築物の木造化を推進してきたが、この動きは民間にも広がりつつある。横浜で現在建設中の商業施設は日本の都市では初となる大型木造建築で、建物が火事になっても火が自然に消えるという特殊な加工が施された木材が使用されている。こうした木造技術の進化に加え、緻密な構造計算による耐震性の向上により、高層の木造建築も可能なのだそう。

前回、本項で「都市そのものを「自然換気」する秘策はないものだろうか」と書いたが、樹木には都市を冷却し空調の使用を減らす効果もあるので、建物の周りに木を植えるだけでなく建物そのものを木造にすることは、ヒートアイランド現象の改善と省エネに直接の効果が得られることだろう。国土の7割を森林が占める日本において、森林資源の活用と温暖化防止対策の両面から、都市の木造化に大きな期待が寄せられている。

(吉本 花子 記)

《参考》

林野庁、ナショナルジオグラフィック、読売新聞、NHK他各ウェブページ

委員会報告



安全衛生推進委員会 (伊藤委員長)

平成25年5月10日(金)15時30分より6名の委員によって開催された。議題は、①安全衛生研修会について、②全国安全週間について、③顕彰及び表彰規程についてである。

まず、事務局より事前打ち合わせで決定した研修会に関する報告があった。6月27日(木)12時30分より神田(エッサム神田ホール)にて「石綿取扱い作業従事者特別教育」を開催することとなった。また、委員は11時45分に研修会場へ集合し、受付や会場整備等の事務作業を手伝う当日の役割について確認した。10月に予定している研修会は、各自研修内容を検討し、次回委員会で決定することとなった。

次に、全国安全週間の周知方法について協議した結果、ポスターを作成し、機関誌6月号に同封することとなった。

最後に、以前より企画していた顕彰及び表彰規程について、来年度からの実施を考え、7月の理事会において、顕彰及び表彰規程(案)の承認が得られた段階で、会員各社へ事前に周知する方向で決定した。

なお、次回委員会は6月27日(木)研修会終了後に開催することとなった。

中間処理委員会〈破碎・圧縮分科会〉(松岡リーダー)

平成25年5月13日(月)15時より13名のメンバーにて分科会が開催された。

中間処理委員会と収集運搬委員会では、適正処理に支障をきたす危険物、許可品目以外の廃棄物の混入をさけるため合同で会議を行っているが、破碎・圧縮業者が影響を受けやすく、メンバー間で現状などの情報交換、意見交換を行った。

アンケート案を決定し、中間処理委員会へと繋げていくこととした。

今回は、7月23日(火)午後から八王子市のメンバー会社にて開催する予定。

青年部 (有吉部長)

平成25年5月15日(水)15時より11名の幹事により幹事会が開催された。

まず、幹事会前に開催された各記念事業委員会についての報告が行われた。全国青年部協議会関東ブロック(以下関ブロ)10周年記念事業委員会及び東京青年部20周年記念事業委員会については多数の参加者を集めるため、通知するだけでなく、青年部の各委員長から直接連絡する方法などでも呼びかけることとした。また、関ブロ10周年記念事業においては当日の受付等の協力について再度、確認した。

東京青年部20周年記念事業委員会報告では実行委員長の矢部副部長より予算と記念品についての確認、当日の流れについて協議した。また、案内の発送先についても島山幹事を中心に最終的な送付先を決定した。

続いて、今後の行事予定について確認した。6月の全産廃連の総会、及び全国青年部協議会の総会については、日程の確認と、当日の参加について呼びかけがあった。最後に、6月の定時総会後の勉強会の発表会社を決定し、会議は終了した。

次回の幹事会は6月7日の定時総会前に開催される。

～協会の主な今後の日程～

(平成25年6月1日現在)

月	日	曜日	行事予定	備考
6	5	水	医療廃棄物委員会 15:00～	協会会議室
	7	金	青年部 幹事会 14:00～/総会 15:00～/勉強会 15:40～	協会会議室
	12	水	広報委員会 10:00～	協会会議室
			常任理事会 15:00～	協会会議室
	13	木	中間処理委員会 15:00～	協会会議室
	14	金	全産廃連; 第3回定時総会 13:30～/表彰式 15:00～/講演会 16:40～ /懇親会 18:00～	明治記念館
	17	月	建設廃棄物委員会 15:30～	協会会議室
	18	火	法制度検討委員会 15:30～	協会会議室
	19	水	多摩支部 20周年式典 幹事会 14:00～/支部会 14:20～/研修会 15:00～/ 懇親会(表彰式) 17:00～	ザ・クレストホテル
	20	木	女性部 勉強会 14:00～/幹事会	協会会議室
	21	金	全国産業廃棄物連合会青年部協議会・関東ブロック; 第9回通常総会及び10周年記念事業 16:00～	青山ダイヤモンドホール
	24	月	関東地域協議会;平成25年度第1回事務責任者会議 15:00～	協会会議室
	26	水	収集運搬委員会 15:00～	協会会議室
	27	木	安全衛生研修会「石綿取扱い作業従事者特別教育」12:30～ (研修会終了後)安全衛生推進委員会	エッサム神田ホール
7	1	月	東京・千葉 四者会合 16:00～	協会会議室
	9	火	全産廃連;理事会 13:30～	全産廃連会議室
	10	水	常任理事会 13:30～/第3回理事会 14:30～	協会会議室
	19	金	女性部 平成25年度国内見学研修会 行先:広島県	広島平和記念資料館
	20	土	↓	きなり村(廿日市市)他
	23	火	協会役員と新入会員との懇談会 11:00～/常任理事会 13:30～	協会会議室
			中間処理委員会=破碎・圧縮分科会	
26	金	全産廃連;青年部協議会第14回通常総会・懇親会 16:00～	青山ダイヤモンドホール	

寄稿・TTT会

石垣島、宮古島トライアスロン大会でそれぞれ奮闘

石垣島トライアスロン2013

今年も4月14日(日)、石垣島トライアスロン大会に我がTTT会主将の泉昌男(イズミロジスティックス)と石田太平(太陽油化)が出場して参りました。この会結成2年目以降欠かさず出場している大会の一つで、泉主将は今回9回目の出場となります。



トランジションエリアにて泉(右)と石田(左)

毎年のことながら、飛行機で空港に着くと空気の匂いが『南国!!』、何処からともなく沖縄民謡の音が聞こえ、時間の流れが一気にスローダウンする、何とも言えない究極の癒し感を味わえます。私石田は、去年一年サボっていたこともあり、今回は久々のレースなので少し緊張気味で泉主将とレースのエントリー会場におもむきました。会場を見回すと、何だか以前より強豪ぞろいの様な気がしてなりません。この大会は年を追う事にトライアスリートの中では人気が出

てきていて、毎年レベルが上がっていると噂があり、久しぶりに緊張感のあふれるレース前夜を過ごしました。

レース当日、天候は残念ながら雨模様。しかも、潮の流れが荒れていて注意勧告があり、厳しいレース覚悟のスタートラインに立ちました。出場回数が多い慣れたレースながら、心臓バクバクの中「ピー」というホイッスルと同時にスタート!ほとんどトレーニングしてなかった自信の無いスイムは、安全策を取



島挙げて開催される大会のポスター

りなるべく混雑を避け、多少の損をしても大回りで行こうと作戦を取りましたが、潮の流れでロープ際の一番混雑する方へみんな流され、大パニックなスイムとなりました。何とか2周を終え、陸に上がってタイムを見ると「ビックリ」何時もより5分も遅いタイムでした。情けないという気持ちと同時に、「ヤバイ!泉さんに負ける」が頭を過りました。急いでトランジットに向かい、バイクにまたがり、こぎ始めて5km過ぎた辺りようやく以前のレース勘を取戻し、コースレイアウトやらペース配分やらを考えながら出来るようになりました。バイクもブランクの後にはまあまあタイムで上がることができ、ランに入りました。石垣島の町中を島民の方々の応援を受けながら、何とかペースを落とさず走り抜け「ゴ〜ル!!」。終わってみると、やはり「石垣島トライアスロンレース最高!!」と思える大会に成りました。

大会後、泉主将と恒例の民謡パブで大会後の美酒を堪能し、現地の人たちと踊りあかした事をご報告いたします。

(石田 記)

第29回宮古島トライアスロン大会

2013年4月21日(日)、2013第29回宮古島トライアスロン大会のエイジグループに、吉野が参加してきました。

この歴史ある大会は、例年4月に水温の温かい沖縄県宮古島全体を使って開催される非常に人気の高い大会で、抽選に当選するだけでも至難の業とされていますが、初参加という枠の恩恵により参

加する事が出来ました。

コースは、まずエメラルドグリーンの海をスイムで3.0km、次に島全体を一周半するバイクで155.0km、最後にご存知フルマラソンの42.195kmと、大自然を満喫でき島の方々が丸1日熱い声援を送ってくださるのも人気の秘密となっています。



豊かな自然の中の道を独走!?

しかし、レース当日は前日までの天気 gaussian そのような強風。29年の歴史の中で初のスイム中止となり、スイムの代わりに6.7kmのファーストランを行なう、ラン・バイク・ランのデュアスロン形式のレースとなりました。自然を味方に出来るかどうか勝負の分かれ道……

そしてレースの結果ですが、……リタイヤではありませんが、セカンドランの35km地点で無念のタイムオーバーとなってしまいました。朝8時にスタートしてから12時間後の夜の8時に僕のレースは終わりました。なんくるないさ。またがんばるさ。

最後にサポート同行してくれた山田さん、ナイスな写真をありがとう。

(吉野 記)



債権譲渡禁止特約の緩和

— 民法改正② —

講習会では時間の制約もあり、四方山話をする余裕がない。そこで、誌上でひとつ。

本年3月25日に、産業廃棄物処理業実態調査の結果が環境省から公表された。業の実態調査は初めてのことだそうだ。内容的に物足りない面もあるが、まずは快挙というべきだろう。調査を請負った加藤商事(株)さんの話では、調査票の回収率をいかに確保するかで大変な苦勞をされたようだ。

さて、この産廃処理業実態調査、経営組織と経営規模、事業内容と売上高、雇用状況や経営意識、そして市場規模推計といった内容なのだが、残念ながら、事業を起し展開していくための重要な課題である「資金調達」などの話には及んでいない。今後、さらに充実した業の実態調査を是非お願いしたいものだ。

【活用できる法人資産】

前号で、民法改正の話のひとつとして「個人保証の原則禁止」を取り上げたが、中小企業の資金調達における担保として個人保証以外に何があるのか。物的担保として土地建物に抵当権を設定することがまず考えられる。しかし、それでは足りないから個人保証によらざるを得ないのが実情だ。

そこで、企業の資産と負債・資本の状態（貸借対照表で示される）がどうなっているかが重要になってくる。いわゆる「経理的基礎」においてもこの話に及ぶことになる。産廃処理業界のデータが見当たらないので、法人企業統計によると、

平成23年のデータで、保有する不動産は約186兆円だそうだ。これを抵当に入れてしまうと残りの流動資産はということになるが、流動資産のうち売掛金が約192兆円、在庫などの棚卸し資産が約105兆円だそうだ。企業の資産の中に売掛金が土地建物と同じだけあるとは思ってもよらなかった。

もしそうなら売掛金を担保として活用しない手はないということになる。そこで売掛金などの債権の譲渡を担保目的に行う債権譲渡担保が登場してくる。不動産の場合、登記制度があり担保として安心であるが、債権譲渡の場合、「確定日付のある証書」が対抗要件（権利が自分にあるということを第三者に主張できる要件）とされ、その手段が、誰もが知っている郵便局の内容証明郵便なのだ。

【開かれた債権譲渡担保の道】

この債権譲渡という方法を普及させていったもののひとつが「債権譲渡特例法」（平成10年施行）で、たくさんの債権の譲渡を電子データにして登記所に届けば、登記所のコンピュータに記録されることにより第三者対抗要件になるというものだ。もうひとつは、中小企業なら誰でも知っている信用保証協会が平成13年から始めた「売掛金債権担保融資保証制度」だ。

こうして、中小企業にとって有難いと思われる債権譲渡担保なのだが、肝心の民法では、債権の譲渡を広く認めながら、他方では当事者間の合意により譲渡禁止特約を付すことができ、これを第三者に

も対抗することができるとしている（民法第466条第2項）。このことは、せっかく売掛債権を担保とする方法をはじめとする債権譲渡による資金調達の道が中小企業に開かれ、これまでの保証や不動産抵当による資金調達に代わり得るものとして期待されているなかで、譲渡禁止特約がそれを阻害してしまうことになる。このため、中小企業の資金調達の支障とならないよう、今回の民法改正試案のポイントの一つとして「債権譲渡禁止特約の緩和」が取り上げられることになったのだ。

【譲渡禁止特約の効力】

中小企業の債権であっても、債務者側が大企業や元請であったりお客様である場合、債務者が力関係において優位にあり、単なる売掛金であっても支払先が変わると事務手続きが面倒であるというように軽い理由から、決まり文句的に禁止特約が用いられたり、その債権を譲渡する必要が生じて債務者（お客様）に譲渡の承諾を求めても面倒だからと認めてもらえない、という状況があるという。また、譲渡禁止特約のある債権を譲渡するために債務者に承諾を求めると、それによって自分の信用状況に懸念をもたれるおそれがあるため、債権譲渡をして担保とするという道を断念することも多いという。

こうした実態を踏まえ、特に中小企業による資金調達の可能性を拡充するために、譲渡禁止特約の効力を制限しようという案が示されている。すなわち、民法第466条〔債権の譲渡性とその制限〕の規定を、当事者が、債権は譲り渡すことができるものとする原則に反する内容の特約（譲渡制限特約）をした場合であっても、債務者の利益を引き続き保障する

ことを前提に、債権の譲渡はその効力を妨げられないものとする、というものだ。

債務者の利益を保証する内容については、債務者が譲渡人に対する履行に弁済の効力を認めるとともに、譲受人への履行を拒むことができるというような例があげられている。法務省民事局が示している中間試案の補足説明では、複雑な法理論的な説明がなされているが難解だ。要は、債務者の利益が保証されるようにした上で、債権者は譲渡制限特約を付することにやむを得ず同意した場合であっても、担保目的に債権譲渡を行うことができるようにしようというものだ。

とてもよさそうに見えるが、もっとはつきり、譲渡禁止特約の有効性を法律で否定すべきであるという意見や、効力を売掛金債権ではなく銀行預金債権の場合には、銀行がそれを担保に融資することが一般的であり、合理性もあるので、それも含めて全ての債権について一律に譲渡禁止特約を排除する必要はないとの議論もある。

売掛金債権とは言っても、産廃処理業の場合の売掛金と他の業界の売掛金では違いがあるのかなのか？業者の皆さんはどう考えているのだろうか？そもそも産廃処理業において売掛金は多いのか少ないのか？売掛金を債権譲渡という形で担保化している実態がどの程度あるのか？それがわからないと今回の民法改正試案の有り難味も判断できない。

*参考として、「民法はおもしろい」池田真朗（2012年講談社現代新書）

なお、民法改正中間試案については、法務省から「概要付」と「補足説明」が公表されているが、民法に明るくない方には分かりづらくお奨めできない。

（専務理事 古川芳久）



弁護士
芝田 稔秋

法律相談

行政との訴訟で処理業者が成功した事例は、どんなものがあるか
事業停止処分、許可取消処分が間違っていたら、どうする？
(シリーズ 6)

会社が違法行為を行ったなら、事業停止命令や業の許可や施設の許可を取消されるなど、不利益な行政処分が行われるのは仕方のないことである。処分を厳正に受け止め、以後は襟を正して適正な処理を心がけなければならない。

しかし、行政処分が常に正しいとも言い切れず、ときには間違っている場合もあるので、そういう場合は、泣き寝入りせず、行政処分の取消の訴訟でもしたくなるのが道理である。

本シリーズでは、そういう行政処分取消請求訴訟の成功の判例を紹介して、皆様の参考に供したいと考えるものである。

◆行政手続法を紹介する。

<行政指導の違法性>の問題においては、知らないではすまされない規定だからである。

第4章に『申請に対する処分』について、以下のように規定されている。

行政手続法（平成6年10月1日施行）

第32条（行政指導の一般原則）

1項 行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

2項 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

第33条（申請に関連する行政指導）

申請の取下げ又は内容の変更を求める行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしてはならない。

＜事例＞

- 1 業者は昭和54年6月に、栃木県の保健所に、安定型の最終処分場（面積11,008㎡、容積71,867㎡）の計画書を作って提出し、事前審査をしてもらった。
- 2 その後、保健所の指導に基づいて、近隣自治体の同意を得ることにしたほか、昭和55年4月、6月にも行政指導を受けた。
- 3 その後、約5年間、業者からの最終処分場に関する動きがなかったが、業者から昭和60年11月に設置届の届出に関する指導を求めてきたので、県は、61年3月と5月の2回にわたり、事前審査を重ね、その都度指導事項を実現していった。
- 4 県では法15条1項に基づく産業廃棄物処理施設の設置届が出された場合に適用するための5項目の基準を設けて、これを許可の要件として運用することにしていたが、業者は平成元年8月1日には、1項目（500m以内の住民の同意を取ることという条件について、一人だけ反対者が居る）を残して、他の指導項目は全部クリアしていた。
- 5 業者は平成元年（昭和64年）1月6日に、産業廃棄物最終処分場の設置届を提出したが、県では、処理法所定の設置届を提出する前に、事前協議において行政指導を行うこととしていたため、これを「事前協議書」と訂正させて提出させて受取った。
- 6 しかし県は、同年6月に、『最終処分場の敷地から500m以内の区域に居住する者の3分の2以上の同意を得ること』という指導要綱の許可要件の1項目が欠けていることになるという理由で、この事前協議書を業者に返戻した。
- 7 業者は、平成元年7月に、県に対して設置届一式を作って、今度は郵送で提出したが、県は再び、これを業者に返戻した。
- 8 そこで業者は県の設置届の受理を拒否した行政処分は違法であるから取消せという訴訟を提起した。
- 9 本件では、栃木県の当時の内部規則、すなわち指導要綱に基づく行政処分が適法かどうか論争の焦点となり、裁判所は次のとおり、判示した。

《争点》

本件訴訟の争点は、本件行政指導が適法か否かである。

この点について、県は以下のとおり主張した。

【県の主張】

- 1 廃棄物の適正な処理を確保し、当該処理施設が設置される地域の生活環境を保全するとともに、施設の円滑な設置を確保するためには、法による規制のみでは十分ではなく、行政機関による行政指導が必要不可欠である。
そこで、県は、廃棄物処理に関する法令上の許可や届出等に関する事務の適正な処理を図ることを目的として、昭和53年4月1日には「産業廃棄物関係事務処理要領」を施行するとともに、昭和54年8月、設置届を受理する前に、行政指導を行うための手続として、事前協議制度を導入し、平成元年4月1日、産業廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全を図ることを目的として、「栃木県産業廃棄物処理に関する指導要綱」を施行し、産業廃棄物の処理施設設置にかかる事前協議についての行政指導の手続、指導基準を整備した。
- 2 本件処分の適法性
届出の受理の前に、どの程度行政指導を継続することが許されるかは、行政指導の任意性と当該指導の目的とする公益上の要請との調和という観点から判断されるべきであり、事業者が産業廃棄物処理施設の設置に関し、事前指導に従わずに届出をした場合であっても、事業者が設置届の受理がなされないままの指導には応じられないとの意思を真摯かつ明確に表明したものと認めるに足りないときは、行政庁はその受理を拒んで事前指導を継続することも許されるべきであり、また、当該設置届が受理されないことによる事業者の不利益と事前指導の目的である公益上の必要性とを比較衡量し、右指導に対する事業者の不協力が社会通念上正義の観念に反するものと認められるときは、当該設置届の受理を拒否することも違法ではない。
- 3 本件では、原告に対する行政指導は長期間にわたり、指導事項が次第に整理・充足され、平成元年6月19日に原告に対し事前協議のための書類を返戻した時点では、所定の指導事項のうち、残された課題は、予定地から300m以内の住民一人の同意のみという状況にあり、長年にわたる行政指導が最終の局面を迎えていた。
しかるに原告は従来の態度を一変させて、行政指導には応じられないとの姿勢をとるに至った所以について何らの説明もないまま、本件設置届を提出したのである。このような原告の態度は（中略）、設置届の受理がなされないままの行政指導には応じられないとの意思を真摯かつ明確に表明したものと認められない。

《宇都宮地方裁判所 平成3.2.28 判決要旨》

出典：判例時報1385号P42

【争点に対する判断】

本件訴訟の争点は、本件行政指導が適法か否かである。

- 1 国民の具体的権利義務に直接影響を与える行政処分は、法治主義の原則により、法律（法律ないし条例など、法律に準ずるもの）の定めに従って行わなければならないが、行政機関が内部規則として定めた指導要綱等の行政指導のための準則は、法律等の委任を受けたものでない限り、行政処分の根拠とはなりえないものであり、このような行政機関の内部規則に基づいてなされる行政指導は、当該指導の相手方の任意の協力のもとになされる非権力的な行為であって、相手方に指導を強制し得るものではない。
- 2 本件において、被告栃木県の行政指導の根拠となった旧要領及び新要綱が、法律等の委任を受けて制定されたものでないことは、証拠により明らかであるから、旧要領及び新要綱に基づく行政指導も、あくまで相手方（原告＝業者）の任意の協力を期待してなされるものであり、その規定する要件を相手方に強制しえないというべきである。
- 3 したがって、都道府県知事が、事業者に対し、所定の行政指導を継続中であつたとしても、行政指導に従うことを設置届受理の条件とすることは、法律の根拠を欠くものであり、事業者が右行政指導に従おうとしても指導に係る要件を満たさない場合において、事業者が適式の設置届を提出するなどして、もはやこれ以上行政指導には従えないとの意思を明確にしたときには、行政指導の要件を充たしていないことを理由に、都道府県知事が適式の届出書の受理を拒否することは、原則として許されないというべきであり（中略）、行政指導に対する事業者の不協力が社会通念上、正義の観念に反するような特段の事情が存しない限り、設置届の受理を拒否することは違法であると解される。
- 4 よって、県が行った本件設置届の受理を拒否し、返還したという行政処分は違法であるから取消す、と判示した。
- 5 また、住民の同意を得ないまま業者が設置を強行しようとする、地元の反対の動きに拍車をかけて深刻な対立と紛争をもたらすという県の主張については、住民の同意を設置の条件とする法律の定めがない以上、事業者と住民の間に紛争があつたとしても、それは両者の間において解決がなされるべきだと判示した。
- 6 のみならず、本件では、予定地から300m以内の住民一人が設置に反対してはいるが、それ以上に訴訟の提起などの紛争が具体化しているわけではないのであって、県の主張する紛争の可能性は抽象的なものにすぎず、これをもって、都道府県知事が産業廃棄物処理施設の設置届の受理を拒否する理由とはなりえない。

《解説》

◆ 行政手続法が施行されたのは、平成6年10月1日であるから、本件事案は、行政手続法の施行前に起きた事案である。

しかし、仮に行政手続法が施行されていたとすれば、県が本件事案のような受理許可処分をしなかったといえるかは疑問である。なぜなら、本件指導要綱が「行政指導」であり、行政指導は相手方がこれに応じるとの任意の協力があって実現されるものという性質については、県は充分承知していたからである。

◆ 本件事案は、最終処分場の設置の【許可申請】ではなく、【設置届】の時代であった。

すなわち、以前は、産業廃棄物処理施設は、設置届を提出した後、都道府県は、最終処分場の場合は、総理府令・厚生省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、届出を受理した後2ヶ月以内に、事業者に対し、届出に係る計画の変更又は廃止を命ずることができるとし、事業者はこの期間を経過した後でなければ当該処理施設を設置してはならないという制度であった。

最終処分場以外の処理施設では、厚生省令により、受理後1ヶ月以内とされた。

この設置届の『受理』が、現行制度の『許可申請』に似ている。

◆ 本件業者は、本件最終処分場の計画を立てて、県に相談に行った昭和54年6月から最終的な設置届を郵送で提出した平成元年7月まで10年もかかっているが、途中、約5年間のブランクがあり、この間に何をしたかが不明であるが、おそらくは、設置届が受理されるよう、行政指導に従って、資金面や許可要件の充足に努力してきたと思われる。その点で、県の環境行政にも協力的であったといえる。

◆ では、県の指導要綱に基づく許可要件は適法だろうか。

廃棄物処理法には、『最終処分場の敷地から500m以内の区域に居住する者の3分の2以上の同意を得ること』という許可要件はないのに、県が、その内部規約に、法律にはない許可要件を作って、申請を許可したり、不許可にすることができるかが問題である。

◆ 指導要綱すなわち行政指導の効力について、本判例は、次のように判示した。

『国民の具体的権利義務に直接影響を与える行政処分は、法治主義の原則により、法律（法律ないし条例など、法律に準ずるもの）の定めに従って行わなければならないが、行政機関が内部規則として定めた指導要綱等の行政指導のための準則は、法律等の委任を受けたものでない限り、行政処分の根拠とはなりえないものであり、このような行政機関の内部規則に基づいてなされる行政指導は、当該指導の相手方の任意の協力のもとになされる非権力的な行為であって、相手方に指導を強制し得るものではない。』

◆ 従って業者が、平成元年7月に、県から返戻された設置届一式を郵送で提出したことは、県の指導に従わない意思を示したことが明らかであるから、県は、これ以

上、指導要綱の許可要件を押し付けてはならないのであり、以後は、法律による許可要件が満たされているかどうかの検討でなければならない。

◆ では、法律による許可要件は満たされていたかということ、本件では、十分、満たされていたのである。

◆ では、『条例』の場合はどうなるか。

この場合も、廃棄物処理法に許可要件が規定されているのだから、それ以上に条例が厳しい要件を定めるには、法律の委任がない限り、無効である。条例には、法律の委任がないかぎり、国民の権利義務を制限する規定を設けることができないからである。

★ POINT①

行政指導は、どこまで、継続できるのか。行政に不作為の違法があるとする要件は、何か。業者は、今後は行政指導に協力できない旨の意思を真摯かつ明確に表明し、行政に対し、直ちに応答するよう求めること。

★ POINT②

法治主義のもとで、政令や環境省令、または条例に、法律の委任があるかを検討すること。

会員情報

〈代表者・名称・住所等変更のお知らせ〉

- ・掲載は届出順
- ・社名下のカッコ内は会員番号
- ・変更内容に表示してある頁数は会員名簿（平成24年8月31日発行）の掲載頁

マロン環境(株)

107ページ

(No.7097)

【旧住所】〒170-0003 東京都豊島区駒込1-35-6 三松ビル2F



【新住所】〒170-0003 東京都豊島区駒込1-35-2

駒込タウンブリーズ202

コスモ理研(株)

98・190ページ

(No.2051)

【旧代表者名】代表取締役 鈴木 三好



【新代表者名】代表取締役 山中 正昭

事務局だより 今年は梅雨入りが早かった。平年より10日、去年より11日早いそうで、早さでは過去3番目のようだ。統計上においては、過去60年以上経っているようだが、確かに5月中旬に梅雨入りになるというのはあまり聞かない。やはり、6月にならないとピンと来ないのではないだろうか。予報では、夏は暑くなると発表されているので、この雨期でたっぷり水がめに溜めておいてもらいたいものだ。

水の大切さを再認識し、いっどこで災害に遭うかわからないことを考えると、まず飲み物の確保であろう。マイボトルが売れるのもよく理解できる。また、東北では「まず自らの体を守るという教を普及させていくことが重要だ」と語り続けている方がいると聞く。このような季節の変わる時期をとらえて震災対応を思い起こし、とっさの行動に活用しようと考えているようになったのは、私だけだろうか。

思えば、私が環境産業の一翼を担う会員の皆様と産業廃棄物処理について関わって、「継続」とい

うことがいかに大切か教わった気がします。廃棄物の流れを止めない、止めてはいけない、という気持ちが絶えずあるからだと思います。静脈産業と言われますが、まさに動脈を動かしているのです。今後の廃棄物は、製品に生まれ変わる手前の資源、原料として捉えられるようになっていくものと考えています。それが品質向上につながり、リサイクル品とは思えない製品が生産されるのではないのでしょうか。期待しています。

新法人第1回の総会、懇親会では大変お世話になりました。スムーズな進行も会員皆様のご協力のお陰と深く感謝申し上げます。松崎理事には永年協会のためにご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。また、新しい役員になられた伊藤監事には、今後ともよろしく申し上げます。私事ですが、今月でこの執筆担当は最後となりました。突然のことで申し訳なく思っておりますが、高橋会長はじめ役員の皆様、会員、事務局の皆様のご健勝、ご活躍を祈念申し上げ、退職の挨拶に代えさせていただきます。大変お世話になり、ありがとうございました。(井野)



編集後記

一般社団法人へ移行後の第1回総会へは多くの会員の皆様にご出席いただきました。感謝申し上げます。総会の運営方法に関しては一部、従前とは異なる箇所もありましたが、これは法令に基づくものです。今後も、会員の皆様にわかり易い協会の運営を心がけていきます。ご意見、ご要望がありましたら、事務局へお寄せ下さい。

産廃発生量の減少が話題となるようになってきたようです。報道によれば、景気は上向きようですが、産廃の発生量に関して、今後もこの傾向が続くことがなければ良いのですが。

中間処理施設また収集運搬車両での爆発、発火事故の発生報道が散見されます。事故の原因は、無いはずの廃棄物が混入したことによるものがほとんどです。協会ではお客様である排出事業者に対しての啓発活動を行っていき、関係する委員会、部会で協議していき、安全衛生が担保出来る職場作りを達成する

ためには、単独の企業、会社だけの活動では不可能な場合もあります。こうした活動を行うことが出来る。これが協会の大きな使命でもあり、存在価値でもあります。

気温が急に上昇してきました。報道機関からは例年になく、早めの熱中症注意喚起が行われています。わが業界では炎天下での作業も多いのが実態です。どうか、従事されている皆さんへの配慮を常時、行って頂きたいと存じます。

広報委員会では常日頃、委員の募集を行っています。この欄で何度も書かせてもらいましたが、なかなか応募がありません。よし、やってみようと思われる方は事務局までお申し出頂ければ、幸いです。

表紙の写真の何にするかを決めるのにいつも苦慮しています。そんな中で、海中の写真の提供の申し入れがありました。今後は随時、掲載していきます。癒しの海中散歩を写真の中ですが、楽しんで頂ければと思います。

(乙顔)

入会のご案内

～協会組織の充実・強化に向けて～

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業等と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確にこたえていくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

つきましては、貴社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いにご活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

◆ 入会の申し込み方法

入会につきましては、入会申込書を提出していただくこととなりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。



一般社団法人 **東京都産業廃棄物協会**
 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F
 TEL (03) 5283-5455 FAX (03) 5283-5592
<http://www.tosankyo.or.jp/>

とうきょうさんぱい 2013 第274号

発行人 高橋 俊 美
 企画・編集 広報 委員 会
 発行所 一般社団法人 東京都産業廃棄物協会
 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13
 柿沼ビル7F
 TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592
<http://www.tosankyo.or.jp/>
 E-mail; info@tosankyo.or.jp
 印刷 皆川美術印刷株式会社

廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」による与えられた使命がまだあります。



廃木材

破碎→異物除去
→成型→仕上



不要となった
E・V・Aボードは
再び原材料として使用

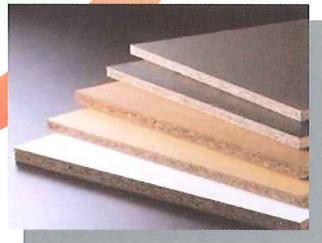
東京ボードグループ マテリアルリサイクル システム



置き床・家具等
に使用



パーティクルボード
「E・V・Aボード」



廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないのでしょうか？私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。そして共にCO₂削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！
木々に永遠の命を与えたい…。それが東京ボードグループの使命です！！



私達は
地球温暖化防止に
全力で取り組みます

東京ボード工業株式会社

本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1 TEL:03-3522-4138 FAX:03-3522-4137
新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2-12-5 TEL:03-3522-1524 FAX:03-3522-1525
埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-996-4541 FAX:048-996-4562

横浜エコロジー株式会社

〒236-0003 神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2 TEL:045-778-1153 FAX:045-778-1154

ティー・ビー・ロジスティックス株式会社

〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-994-1311 FAX:048-994-1315

TB関西物流株式会社

〒630-8452 奈良県奈良市北之庄西町1-6-11 TEL:0742-50-6222 FAX:0742-50-6667